

高齢者の方を介護している家族のための支援

介護をしている家族のために



■ 家族介護用品給付事業

要介護3から5と認定された市民税非課税世帯の方を，在宅で介護している市民税非課税世帯の家族に，紙おむつ等の購入に要する経費の一部（月額5,000円を限度）を給付します。

■ 家族介護慰労事業

過去1年間に要介護3～5または要介護2（認定調査時の主治医意見書において「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の場合に限る）と認定され，介護サービス（福祉用具貸与・特定福祉用具販売および住宅改修を除く）の利用日数の合計が10日以内，かつ，通算90日を超えて入院しなかった市民税非課税世帯の方を在宅で介護している市民税非課税世帯の家族に，慰労金（10万円）を支給します。

<問合せ先>高齢福祉課 家族介護支援・認知症担当（電話21-3081）

